

《入札条件（市道等区画線設置業務）》

(1)入札方式	電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、福山市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。） ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い市の承認を得て、書面による入札を行うことができる。
(2)入札保証金	免 除
(3)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4)契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上としその種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納付のこと。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。
(5)入札書の提出方法について	<p>① 次のとおり取扱うものとする。なお、開札時の立会は、任意とするが当該入札者に関係のない者の立会は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定した入札書受付期間（原則、市の休日を除く連続する2日間とする。以下同じ。）にシステムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。 ・ 要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して契約担当課へ持参のうえ提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 提出者の商号又は名称 b 入札書が在中している旨 c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日 <p>② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(6)落札者の決定方法	地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格の設定）により決定する。 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。
(7)契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(8)設計図書等の確認	契約担当課が指定するURLからダウンロード、又は指定する日時、場所で購入すること。
(9)前金払	前金払は行わない。
(10)特記事項 公正な入札の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <p>① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についてかかる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。 <p>また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、 ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ) 明らかに談合の事実があつたと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>

<p>地場製品の活用</p> <p>建設廃材等</p> <p>暴力団関係</p> <p>再委託契約について</p> <p>工事損失補償事務について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用資材等については、地場製品の積極的な活用に努めるものとする。 ・本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理し、業務完了時には、「廃棄物処理票」を監督員に提出すること。 ・暴力団等から不当介入を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに報告すること。 ・本業務の履行に際して、やむをえず業務の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、発注者の承諾を得た上で、極力市内に本店を有する業者に発注するものとする。 ・再委託業者に対する請負代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするとともに、見積及び協議を行う等の適正な手順によることにより、適正に行われるようすること。 ・中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、再委託契約における注文者は、再委託契約における受注者に対しては、発注者から受取った金額により現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。 ・下請契約を締結する際には、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求め、下請代金に適切に反映するよう努めること。 ・本業務の履行に伴い、通常避けることができない地盤沈下、振動等により建物等に損害等が発生した場合において適正な処理を図るための事務処理は次による。 ①原因調査は、申出をした者の立会いのもとに、本市と委託業者が行うものとする。 ②補償交渉は、本市と委託業者が協力して行い、処理解決に当たるものとする。 ③本市から応急措置の指示があった場合は、直ちに応急措置を講ずるものとする。 ④補償費用の総額が、請負代金額の100分の1に相当する金額以下のときは、委託業者が補償費用の総額を負担するものとする。 ⑤その他必要な事項は福山市建設工事損失補償事務特記仕様書による。
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務場所、その他必要事項は設計図書等において説明するとおりとし、入札条件、入札説明書、入札心得を確認及び承諾のうえ入札すること。

○ダンプトラック等による過積載等の防止に係る留意事項

- 1 工事用資機材等の運搬において、過積載にならないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者には、資材の搬入を行わせないこと。
- 3 さし枠装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが業務現場に出入りすることのないようにすること。
- 4 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 再委託契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 上記事項について、再委託業者を指導すること。